

## 利益相反規程

### 第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本 CP サッカー協会（以下「本協会」という。）が定款に定める目的を達成するため、その役職員等の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

### 第2条（定義）

「本事業」とは、本協会が、その定款に定められた目的を達成するために行う以下の事業をいう。

- (1) 脳性まひ者7人制サッカーの普及の促進
- (2) 脳性まひ者7人制サッカーの競技力向上の促進
- (3) 脳性まひ者7人制サッカーの選手・指導者等の育成
- (4) 脳性まひ者7人制サッカーの大会開催
- (5) 脳性まひ者7人制サッカーの国際大会への参加
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 「役職員等」とは、本協会の理事及び監事をいう。

3 「利益相反」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 役職員等としての地位と、当該役職員等の得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該役職員等が当該利益を得ることによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為
- (2) 役職員等としての地位に基づく責任又は義務の内容と、当該役職員等の本協会以外の活動における責務の内容が相反している関係にあり、当該役職員等が本協会以外の活動における責務を行うことによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為

### 第3条（利益相反取引該当性）

本協会は、本協会が本事業に関して行う取引であって、以下に掲げる全ての事項に該当する取引を、「利益相反に該当する可能性のある取引」として、コンプライアンス委員会の審議対象とする。ただし、役職員等が当該取引に関与せず、取引の相手方の選定及び取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める金額を超える対価を伴う物品の売買又は役務の提供に関する取引
- (3) 役職員等、その配偶者若しくは同居の親族が、次の①ないし③のいずれかに該当する取引又は役職員等が現在若しくは過去に所属したことのある会社若しくは団体が次の①

に該当する取引

- ①取引の相手方
- ②取引の相手方の役員（会社にあつては取締役又は執行役、その他の法人にあつては理事）
- ③取引の相手方の株式又は持分の20%以上を保有する者

#### 第4条（利益相反マネジメント）

利益相反マネジメントに関する事項については、倫理委員会において審議する。

#### 第5条（議事）

審議及び決議は、過半数の出席によりこれを行う。

- 2 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることができない。
- 3 利益相反に該当する可能性のある取引を許容する決議は、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下「議決権を行使できる委員」という。）の過半数の賛成をもって決する。ただし、賛否同数の場合、議長がこれを決する。

#### 第6条（開催）

年1回以上開催するものとし、倫理委員会がこれを招集する。

- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があつた場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 当協会の会長および理事長は、会議に出席して意見を述べるることができる。

#### 第7条（議長）

委員会の議長は、委員長とする。

#### 第8条（決議）

委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。

2026年1月19日制定